茨城県保険者協議会作業部会設置運営要綱

(目 的)

第1条 茨城県保険者協議会設置運営規程第9条の規定に基づき、茨城県保険者協議会作業部会(以下「作業部会」という。)を設置し、茨城県保険者協議会(以下「協議会」という。)の推進する事業の実施について、実務レベルでの検討を行うことにより、協議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第2条 作業部会は、保険者の連携協力に係る次の事項について検討を行うものとする。
 - (1) 医療費データ等に関する情報の収集
 - (2) 各保険者間における医療費データ等の共同分析
 - (3) 保健事業に関する情報の収集
 - (4) 各保険者間における保健事業の共同実施
 - (5) 特定健診等実施機関における実施状況の把握、評価
 - (6) 特定健診等の好事例等の収集、分析、評価
 - (7) その他目的達成に必要な事項

(構 成)

第3条 作業部会は、次の区分による委員をもって構成する。

(1)	健康保険組合連合会茨城連合会を代表する者	2名
(2)	全国健康保険協会茨城支部を代表する者	2名
(3)	共済組合を代表する者	1名
(4)	国民健康保険の保険者たる市町村を代表する者	4名
(5)	後期高齢者医療広域連合を代表する者	1名
(6)	国民健康保険団体連合会を代表する者	1名
(7)	茨城県担当部署	2名

2 作業部会は必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、 学識経験者等の助言及び参画を求めることができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運 営)

- 第5条 作業部会には部会長1名、副部会長2名を置くこととし、部会委員の中から 互選する。
- 2 部会長は、部会の会務を掌理し、作業部会の議長となる。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指定する副部会長がその職を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、必要に応じて保険者協議会会長が招集する。

(費用の負担)

第7条 作業部会の運営等に要する費用については、作業部会を構成する関係者が応 分に負担する。

(事務局)

第8条 作業部会の事務は、茨城県保健政策課国民健康保険室及び茨城県国民健康保 険団体連合会が処理するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。 附 則 (一部改正)
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(一部改正)
- この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (一部改正)
- この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。 附 則(一部改正)
- この要綱は、平成 21 年 7 月 28 日から施行する。 附 則(一部改正)
- この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (一部改正)
- この要綱は、令和4年2月1日から施行する。 附 則(一部改正)
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。